

五島市監査委員公表第6号

平成29年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年12月25日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五総第2359号
令和元年12月17日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野 口 市太郎

平成29年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について

平成29年11月1日付け29五監第350号による平成29年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

なお、措置が完了していない事項については、措置を講じた後、改めて通知することといたします。

記

1 監査の対象

農林水産部（農業振興課、農林整備課、水産課）
建設水道部（建設課、管理課、水道課）
三井楽支所、岐宿支所、奈留支所、水道局

2 指摘事項等及び講じた措置

（1）使用料及び手数料に関する事務について

<指導事項>

- ① 使用料については、各施設の設置管理に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

[三井楽支所]

夜間照明施設使用料で利用後納付の事例があったので、全職員に条例どおり許可の際に納付させるよう徹底しました。

[岐宿支所]

岐宿体験交流協議会が魚津ヶ崎公園バンガローを利用する際の魚津ヶ崎公園使用料の納入について、条例の規定に基づき利用の許可を受けた際に納付させるよう指導しました。

[奈留支所]

各施設において事務に従事する全職員に、条例、規則を確認し規定に基づき適正に事務処理をすること、また、使用者に対して納入期限の遵守を伝えるよう指導しました。

② 水産荷さばき所使用料については、五島市水産荷さばき所等条例第9条第2項で「毎年5月末日までに納入しなければならない」と規定されているが、納期限を4月22日としていた。条例の規定に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

[水産課]

現在まで、誤った認識のまま事務を取り扱っておりました。平成30年度実施分から適正に処理します。

③ 漁港施設の利用の届出について、五島市漁港管理条例第12条で漁港施設を利用しようとする者はあらかじめ市長に届け出なければならないと規定されているが、利用期間が4月1日から翌年の3月31日までの利用において、漁港施設利用届が7月に提出されているものが見受けられた。利用届は利用開始日までに提出させるべきである。

【講じた措置】

[水産課]

年度替わりの繁忙期を避けた処理として、平成29年度までこのような取扱いをしていました。平成30年度利用分から利用開始日前までの届出による処理とするよう指導しました。

④ 道路占用料において、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

【講じた措置】

[管理課]

これまで納期限を過ぎた場合は、電話にて納入していただくようお願いし、それでも納入がされない場合は、訪問し納入の催促を行ってきました。今後は、五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例第2条第1項の規定に基づき、督促の手続きを行います。

- ⑤ 福江島開発総合センター使用料について、減免の申請がないのに使用料を減免していたので、減免申請書を提出させるべきである。

【講じた措置】

〔岐宿支所〕

使用料を減免する場合は、減免を受けたい理由を記載した減免申請書を提出させ適正に処理するよう指導しました。

- ⑥ 公民館使用料については、五島市公民館条例第 9 条において、社会教育関係団体、町内会及び福祉関係団体以外の者が利用する場合は、使用料を徴収すると定められているにもかかわらず、徴収していないものがあつた。これらの団体に該当しない場合は、使用料を徴収すべきである。

また、使用許可申請に当たっては、申請者、利用目的等を十分に確認し、正当な申請者に申請させるべきである。

【講じた措置】

〔岐宿支所〕

公民館を条例第 9 条に規定する団体以外の者が利用する場合は、使用料を徴収するよう指導するとともに、申請者及び利用目的等を十分確認し適正に処理するよう指導しました。

<意見>

- ① 公の施設の使用料減免の要件として、条例施行規則に「社会教育関係団体」、「福祉関係団体」、「公益を目的とする団体」等が規定されているが、施設間において減免の取扱いが統一されていない。各施設において減免の取扱いに差異が生じないように市として統一的な基準を整備されたい。

《措置が完了していない事項》

〔財政課〕

統一した基準として事前の登録制を検討しており、今後、関係各課と協議・調整を行います。なお、「公益を目的とする団体」については、現状でどのような団体があるのか把握するとともに方針を固めていきます。

(スケジュール予定)

令和 2 年 1 月～ 登録制導入に向けての準備事務 (周知含む)

令和 2 年 4 月 運用開始

- ② 屋外広告物許可業務については、各地区を順次調査し、屋外広告物

の適正化に向けて取り組んでいる。しかしながら、許可申請を行っていない事業者が見受けられるので、制度の目的等について更なる周知を図り、公平公正な運用に努められたい。

【講じた措置】

[建設課]

平成29年度より禁止地区の是正指導を開始しており、継続して許可地域の是正指導を行っております。また、長崎県整備振興会下五島支部の会議において、屋外広告物許可制度の周知に対する協力依頼をお願いしています。なお、広報紙、ホームページ等により更なる周知に努めます。

- ③ メーターの取付け誤り等による水道使用料の還付金及び還付加算金の支出が見受けられたので、水道使用料については算定誤りがないよう留意されたい。

【講じた措置】

[水道局]

指摘事項の発生の要因は、メーター交換を実施した業者の報告書作成時の記載誤りによるものと、閉栓時料金計算の際のシステム入力誤りによるものであります。

業者の報告誤りについて、当該業者へ口頭による嚴重注意を行い、その他の業者にも口頭による注意喚起を行い再発防止に努めています。

システムの入力誤りについては、マニュアルの整備が不十分であったことが原因であるため、マニュアルの再整備及びチェック体制の見直しを行い再発防止に努めています。

(2) 補助金に関する事務について

<指導事項>

- ① 補助金交付申請書及び実績報告書が、要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

【講じた措置】

[農林整備課]

補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導を行いました。

[三井楽支所]

補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導を行いました。

- ② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期

限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【講じた措置】

[三井楽支所]

本庁及び各支所の夏まつり補助金交付要綱の見直しを、商工雇用政策課を中心に行いました。

- ③ 市が事務局を担当している補助事業について、実績報告書に添付すべき書類を省略しているもの、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

[奈留支所]

実績報告書に添付すべき書類を省略しているものについて、監査資料の提出時には、添付すべき予約制乗合タクシー運行事業費補助金に係る便報、日報及び月報の提出を量が多いために省略しましたが、実際には事業者からの実績報告においては添付されており、適切に保存しています。

また、実施主体としての立場と、指導監督する市の立場を整理するため、取り扱う職員を別にするとし、ファイリングのフォルダについても、分けて管理するよう改善を図り、取り扱いを職員に徹底しました。

- ④ 土地改良事業運営事業費補助金については多額の繰越金が生じていることから、補助金の趣旨、補助金から控除すべき収入等を適正に判断したうえで、補助額を決定されたい。

また、事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、五島市補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対し指導されたい。

【講じた措置】

[農林整備課]

土地改良区組合員の負担の軽減及び農業の振興を図るという土地改良事業運営事業費補助金の趣旨を踏まえて、効果的な補助となるよう平成 30 年度において補助対象経費の見直しを行うとともに、自主運営費と補助金に要する経費を目的別に区分し、会計を分けて適正に管理するよう指導を行いました。

また、運営事業内容を変更する場合には、五島市補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補

助事業者に対し指導を行ないました。

- ⑤ 三井楽夏まつり運営費補助金については、交付申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書における協賛金等の取扱いが異なっていることから、統一するよう指導されたい。

【講じた措置】

[三井楽支所]

本庁及び各支所の夏まつり補助金交付要綱の見直しを、商工雇用政策課を中心に行い、取扱いの統一について指導しました。

- ⑥ なる得旅キャンペーン事業費補助金については、概算払で 320 万円を交付しているが、3 月 31 日に変更申請が提出され、約 250 万円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適切な額を交付されたい。

また、補助金額や事業計画に変更がある場合（別に定める軽微な変更を除く。）には、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対し指導されたい。

【講じた措置】

[奈留支所]

概算払で交付する補助金については、事業計画、収支計画の内容等を精査したうえで、交付決定時に一括して交付すべきか、時期を区切って段階的に交付すべきかを判断する取扱いとしました。

また、事業の進捗状況を定期的に確認・把握し、補助金額や事業計画に変更が生じると見込まれる場合は、事前に変更の承認を受けるよう、補助事業者へ指導しました。

(3) 準公金等に関する事務について

<指摘事項>

監査対象 15 部局のうち 11 部局において、68 団体 75 件の公金以外の現金等（募金を除く。）を管理していた。公金以外の現金等については、その管理が本来あるべき団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

市の職員が団体の現金等を準公金として取り扱うためには、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）第 3 条が定める取扱いの要件を満たしているか検討し、所管課等の長の決裁を受ける必要があるが、全ての部局において決裁を受けていなかった。速やかに決裁を受けたうえで、準公金規程に則り適正に管理されたい。

また、準公金規程第 2 条に定義する「準公金」に該当しない公金以外の現金等の管理についても、準公金規程に準じ管理されたい。

【講じた措置】

各課において事務の移管について再検討した結果、やむを得ず市の職員が現金等を取り扱う必要がある準公金であって、準公金規程第 3 条第 3 項に該当する準公金について、同条第 4 項に規定された所属長の決裁を受けました。

団体への事務移管の再検討及び所管課長等の決裁の措置状況は下記のとおりです。

■準公金ごとの措置状況

所管	準公金の名称	団体への事務移管について		
		可 不可	移管の時期	準公金規程第 3 条の 所管課長等の決裁日
農業振興課	五島市農業振興対策協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 25 日
農業振興課	下五島地域農業再生協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 2 日
農業振興課	五島市たばこ・馬鈴薯協調協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 2 日
農業振興課	五島地域担い手育成総合支援協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 26 日
農業振興課	五島市認定農業者協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 26 日
農業振興課	五島地区生活研究グループ連絡会下五島支部	不可	—	平成 29 年 10 月 3 日
農業振興課	五島広域鳥獣被害防止対策協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 22 日
農業振興課	五島地鶏しまさざなみ推進協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 26 日
農業振興課	五島市ブランド肉販売促進協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 22 日
農林整備課	久賀地区土地改良組合	不可	—	平成 29 年 9 月 15 日
農林整備課	本山緑の少年団	不可	—	平成 29 年 9 月 15 日
農林整備課	五島市緑化推進協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 15 日
農林整備課	2020 国際ツバキ会議五島大会及び第 30 回全国椿サミット五島大会実行委員会	不可	—	平成 29 年 9 月 14 日

農林整備課	五島列島ヤブツバキ振興協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 20 日
水産課	五島市産地協議会	不可	—	平成 29 年 9 月 1 日
水産課	五島市広域水産業再生委員会	不可	—	平成 29 年 9 月 1 日
建設課	市営住宅共同料金	不可	—	平成 30 年 3 月 29 日
管理課	五島市花いっぱい運動推進協議会	不可	—	平成 29 年 8 月 28 日
管理課	長崎県自然公園協議会福江支部	不可	—	平成 29 年 8 月 28 日
三井楽支所	五島市認定農業者協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 13 日
三井楽支所	三井楽まちづくり協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 13 日
三井楽支所	三井楽町体験交流協議会	可	令和 7 年 4 月 1 日	平成 29 年 11 月 13 日
三井楽支所	五島つばきマラソン実行委員会	不可	—	平成 29 年 11 月 13 日
三井楽支所	高浜自然保護推進協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 13 日
三井楽支所	三井楽地区衛生組織連合会	不可	—	平成 29 年 12 月 7 日
三井楽支所	自衛隊三井楽町家族会	不可	—	平成 29 年 12 月 7 日
三井楽支所	三井楽町スポーツ振興会（三井楽町運動会用）	可	平成 29 年 11 月 30 日	—
三井楽支所	三井楽町スポーツ振興会（三井楽町体育事業用）	可	平成 29 年 11 月 30 日	—
三井楽支所	三井楽町子ども教室実行委員会	可	平成 29 年 11 月 30 日	—
三井楽支所	五島市三井楽文化協会	不可	—	平成 29 年 12 月 7 日
三井楽支所	三井楽地区青少年健全育成連絡協議会	不可	—	平成 29 年 12 月 7 日
三井楽支所	三井楽地区農業者年金受給者協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 28 日
岐宿支所	岐宿まちづくり協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 10 日
岐宿支所	岐宿町体験交流協議会	不可	—	平成 29 年 11 月 10 日
岐宿支所	魚津ヶ崎ふれあい交流事業実行委員会	不可	—	平成 29 年 11 月 13 日

岐宿支所	岐宿地区衛生組織 連合会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	岐宿町産業祭実行 委員会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	魚津ヶ崎花づくり 実行委員会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	岐宿町スポーツ振 興会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	五島市岐宿文化協 会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	五島市岐宿文化祭 実行委員会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	岐宿町青少年健全 育成連絡協議会	不可	—	平成29年11月14日
岐宿支所	岐宿町農業者年金 受給者協議会	不可	—	平成29年9月14日
岐宿支所	五島市認定農業者 協議会岐宿支部	不可	—	平成29年11月15日
岐宿支所	きしくっ子こども 教室実行委員会	不可	—	平成29年11月30日
岐宿支所	五島市岐宿B&G海 洋センター振興会	不可	—	平成29年11月30日
奈留支所	奈留地区青少年健 全育成協議会	不可	—	平成27年8月19日
奈留支所	五島綱引選手権 IN 奈留実行委員会	不可	—	平成30年8月28日
奈留支所	五島市奈留町体育 祭実行委員会	不可	—	平成27年8月29日
奈留支所	奈留町市民運動会 実行委員会	不可	—	平成27年8月29日
奈留支所	奈留町公民館	不可	—	平成27年8月27日
奈留支所	なるっこ教室実行 委員会	不可	—	平成27年8月27日
奈留支所	奈留地区消防幹部 会	不可	—	平成27年11月9日
奈留支所	奈留地区衛生組織 連合会	不可	—	平成27年8月28日
奈留支所	奈留島体験交流協 議会	不可	—	平成27年8月27日
奈留支所	奈留まちづくり協 議会	不可	—	平成27年7月6日

<指導事項>

- ① 預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の

職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

【講じた措置】

[農業振興課]

預金通帳と銀行届出印は別に保管しているが、金庫の鍵を同一の職員が管理している状況であったので、個別に管理するよう改めました。

[農林整備課]

金庫等の鍵を同一職員（課長）が管理していたため、金庫の鍵については、別の職員（課長補佐）が管理するよう改めました。

[建設課]

預金通帳、銀行届出印及び金庫の鍵を課長、課長補佐、担当職員が別々に管理するよう改善しました。

[三井楽支所]

通帳を保管する耐火金庫の鍵の管理を支所長補佐、公印を保管するキャビネットの鍵を支所長の管理とした。今後、個別管理を徹底します。

- ② 事務室内に多額の現金を長期間保管している状況が見受けられた。現金を保管する場合には、保管金額及び保管期間を必要最小限に留められたい。

【講じた措置】

[建設課]

受領日の翌日までに銀行へ納入するよう指導しました。

- ③ 準公金等に係る預金通帳に暗証番号を登録していたので、速やかに是正されたい。

【講じた措置】

[三井楽支所]

五島市認定農業者協議会三井楽支部、自衛隊三井楽町家族会の預金通帳の暗証番号については、平成29年11月10日付けで登録抹消しました。

自衛隊三井楽町家族会、五島市消防団三井楽地区の預金通帳の暗証番号については、平成29年11月20日付けで登録抹消しました。

五島市三井楽文化協会の預金通帳の暗証番号については、平成29年11月21日付けで登録抹消しました。